



発環第101号
平成24年11月27日

各自治会長 様

住民生活課長
(公印省略)

国坂浜土砂捨場の利用における注意について (お願い)

日頃より本町の環境行政に御理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて、国坂浜土砂捨場の利用に関しまして、側溝掃除で出た土砂だけではなく、剪定くずや草、または普通のごみが捨てられている場合が多く見受けられます。

現在、このような土砂捨場は町内に1箇所しかなく、また、他に候補地もないため、この土砂捨場をより長く利用する必要があります。

そこで、貴自治会におかれましても、土砂捨場を利用する際には、土砂のみを搬入していただき、土砂捨場の延命化にご協力いただきますようお願い申し上げます。

また、土砂を持込む際には、必ず事前に管理人に搬入日時等について、ご連絡をお願いいたします。

(管理人連絡先：宮本 幸美 電話36—2214)

〒689-2292

鳥取県東伯郡北栄町由良宿423番地1

北栄町役場 住民生活課

主事 磯江

TEL 37-5866 (課直通)